

チャレンジショップ事業費補助金

中心市街地や商工会管内（一部地域）の空店舗等へ出店する商業者の方へ、

出店にかかる経費の一部を **最大150万円** 助成します。

1 補助対象経費及び補助率

(1) 家賃

交付の率は2分の1とし、上限は1ヶ月当たりの上限額6万円に12月を乗じて得た額

(2) 広告宣伝費

交付の率は2分の1とし、上限額は20万円

(3) 改修費

交付の率は2分の1とし、上限額は150万円

2 補助対象業種

日本標準産業分類大分類における、

(1) 小売業

(2) 宿泊業

(3) 飲食サービス業

(4) 生活関連サービス業 ※ただし、易断所、観相業及び相場案内業(けい線屋)を除く

(5) 娯楽業 ※ただし、競輪・競馬等の競走場、競技団、遊戯場、芸き業(置屋、検番を除く)、場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業を除く

(6) サービス業（他に分類されないもの）のうち自動車整備業

3 補助対象エリア

【3期松江市中心市街地活性化基本計画の計画区域】

【八雲地区】

- ・ 県道53号線沿線

【玉湯地区】

- ・ 玉湯町玉造地区
- ・ 玉湯町湯町地区

【宍道地区】

- ・ 国道9号線沿線
- ・ 国道54号線沿線
- ・ JR宍道駅周辺
- ・ 県道267号線沿線（国道9号線東来待交差点から大森の湯まで）

【東出雲地区】

- ・ 錦新町地区
- ・ 揖屋駅周辺
- ・ 意宇東地区
- ・ 意宇南地区
- ・ 東出雲町国道9号線沿線

【北商工会管内】 松江産業振興計画に位置づけられた区域

- ・ 鹿島町
- ・ 島根町
- ・ 美保関町
- ・ 八束町

4 補助要件

- ・地域商業の活性化に寄与するものであること
- ・空店舗又は空き家に出店すること
- ・法人にあっては市内に本店の登記をしている、個人にあっては市内に主たる事業所を有するもの
- ・補助対象エリアからの移転でないこと
- ・週5日以上、9時から17時までの間に3時間以上の営業を行うものであること。ただし、飲食サービス業については11時30分から13時30分を含む3時間以上の営業を行うこと。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用がある業種でないこと
- ・商店街組織や地域の活動に積極的に参加し、当該地域への貢献が見込まれること
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項及び第6号に該当するものでないこと
また、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営に関与していないこと

5 申請について

申請には以下のものが必要です。

- (共 通) ・補助金等交付申請書
・事業計画書、店舗賃貸契約書
・完納証明書(松江市税に未納のない証明)
- (補助事業者が既に主たる事業を営んでいる場合) ・直近2か年分の決算書
- (広告宣伝費を補助する場合) ・見積書(10万円以上の場合には2者以上必要)
- (改修費を補助する場合) ・見積書(20万円以上の場合には2者以上必要)

※ 事業計画書の作成にあたっては、商工会議所・各商工会にご相談ください。

※ 事業着手後の補助金申請はできませんので、必ず事前にご相談ください。

事前相談から事業着手までの期間が短い場合、申請をお断りすることがあります。(概ね2か月)

6 注意事項

※採択事業者は店舗名等をHPに公開します。

- ・交付決定を取り消した場合又は交付決定日から5年未満での事業の廃止があった場合は、
期限を定めて補助金の返還を次の割合により求められます。

(1) 補助金の交付決定の取り消し	・・・	補助額の10/10
(2) 交付決定日から5年未満での事業の廃止		
○家賃・広告宣伝費補助に係る部分		
交付決定日から1年未満で事業を廃止した場合	・・・	補助額の10/10
交付決定日から1年以上3年未満で事業を廃止した場合	・・・	補助額の5/10
交付決定日から3年以上5年未満で事業を廃止した場合	・・・	補助額の3/10
○改修費に係る部分	・・・	補助額の10/10
- ・地区計画のある区域において、都市計画法第58条の2に規定する行為を行う場合は、その内容に関して松江市都市政策課に届出を行ってください。

【お申込み・お問い合わせ】

このチラシは概要版です。詳細はHP等でご確認いただくか、窓口までお問い合わせください。

松江市役所 産業経済部 商工企画課

電話:0852-55-5208

ファックス:0852-55-5553 / メールアドレス:shoukou@city.matsue.lg.jp